

大野市国民健康保険税減免規則

(令和 2 年 6 月 1 9 日規則第 3 0 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大野市国民健康保険税条例（昭和 4 1 年条例第 1 7 号。以下「条例」という。）第 2 4 条に規定する国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免措置)

第 2 条 保険税の減免は、別表に定める基準によるものとし、減免の事由が発生した日以後に納期限の到来する保険税について行う。

(減免の申請)

第 3 条 条例第 2 4 条第 2 項に規定する申請書は、国民健康保険税減免申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）とする。ただし、条例第 2 4 条第 1 項第 4 号に該当する者に係る申請は、被用者保険の保険者が発行する資格喪失証明書等により旧被扶養者であることが確認できるときは、当該資格喪失証明書等の提出をもって同条第 1 項第 4 号に該当する期間の減免申請があったものとみなす。

(減免の決定)

第 4 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに保険税の減免の可否を決定し、国民健康保険税減免決定（取消）通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。ただし、条例第 2 4 条第 1 項第 4 号に該当する者（以下「旧被扶養者」という。）に係る通知は、条例第 2 2 条に規定する国民健康保険税納税通知書により通知があったものとする。

2 市長は、条例第 2 4 条第 1 項第 2 号の規定による減免の決定が当該年の所得見込額に基づくものである場合は、前項の規定にかかわらず、当該減免の決定を受けた者から、翌年 2 月末までに当該年の所得の額を証する書類を徴収し、その額に基づき再度減免の決定を行うものとする。

(減免事由の消滅の申告)

第 5 条 条例第 2 4 条第 3 項に規定する申告は、国民健康保険税減免事由消滅申告書（様式第 3 号）によるものとする。

(減免の取消し)

第6条 市長は、減免の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為により保険税の減免を受けたことが認められるとき。

(2) 資力の回復その他事情により減免が不相当と認められるとき。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年6月19日から施行する。

(経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この規則の規定は、令和2年度以降の年度分の保険税について適用し、令和元年度分までの保険税については、なお従前の例による。

別表

<p>(1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 災害（震災、風水害、火災その他地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第48条の5第1項に規定する災害をいう。）により、納税義務者（その世帯に属する被保険者を含む。）の居住する住宅、家財又はその他の財産に著しい損害を受け、保険税の納付が困難であると認められる世帯（被災した日の属する年度に係る保険税の賦課期日の属する年の前年の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者の地方税法（昭和25年法律第226号）第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額（以下「軽減判定所得」という。）が1,000万円以下である世帯に限る。）は、次に掲げるところにより被災月から12月分の保険税を減免する。</p>
--

減免の割合			
軽減判定所得	損害の程度	10分の3以上	10分の5以上
		10分の5未満	
500万円以下		2分の1	全額
500万円超750万円以下		4分の1	2分の1
750万円超1,000万円以下		8分の1	4分の1

(2) 当該年度において所得が激減したため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

納税義務者（その世帯に属する被保険者を含む。）の死亡、心身の重大な障害、長期間の入院、事業の休廃止又は失業その他やむを得ない事由により当該年の所得見込額が激減し、生活が著しく困難になったと市長が認める場合（当該年度に係る保険税の賦課期日の属する年の前年の軽減判定所得が400万円以下である場合に限る。）は、次に掲げるところにより保険税を減免する。

ア 応能割額（所得割額及び資産割額） 次の表の前年の納税義務者の軽減判定所得の区分ごとに所得減少の程度に応じて掲げる減免の割合による。

応能割額の減免の割合			
所得減少の程度	軽減判定所得の	軽減判定所得の	軽減判定所得の
	10分の3以上	10分の5以上	10分の7以上
軽減判定所得	10分の5未満	10分の7未満	
100万円以下	全部	全部	全部
100万円超200万円以下	10分の6	10分の8	全部
200万円超250万円以下	10分の4	10分の6	10分の8
250万円超300万円以下	10分の2	10分の4	10分の6
300万円超400万円以下	10分の1	10分の2	10分の4

イ 応益割額（均等割額及び平等割額） アに掲げる応能割額の減免を受ける納税義務者のうち、その世帯の当年所得見込額の区分ごとに掲げる減免の割

合による。

応益割額の減免の割合	
法定軽減の7割軽減世帯に該当する所得以下	10分の7
法定軽減の5割軽減世帯に該当する所得以下	10分の5
法定軽減の2割軽減世帯に該当する所得以下	10分の2

(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条に該当する者

被保険者が、国民健康保険法第59条の規定による保険給付の制限を受ける場合は、当該被保険者に係る当該保険給付の制限を受ける期間に対応する保険税の全額を減免する。

(4) 旧被扶養者

ア 応能割額（所得割額及び資産割額） 旧被扶養者の資格取得日の属する月以後、当分の間、全額を減免する。

イ 応益割額（均等割額及び平等割額） 旧被扶養者の資格取得日の属する月から起算して2年を経過する月まで、次の(ア)又は(イ)の表の区分に応じて掲げる減免の割合により保険税を減免する。

(ア) 旧被扶養者（減額賦課5割、7割軽減該当世帯に属する旧被扶養者を除く。）に係る被保険者均等割額

区分	減免の割合
減額賦課非該当世帯に属する旧被扶養者	10分の5
減額賦課2割軽減該当世帯に属する旧被扶養者	軽減前の額の10分の3

(イ) 旧被扶養者の属する世帯（旧被扶養者のみで構成される世帯とし、減額賦課5割、7割軽減該当世帯又は特定世帯（条例第6条第2項第1号に規定する特定世帯をいう。）である場合を除く。）に係る世帯別平等割額

区分	減免の割合
減額賦課非該当世帯	10分の5
減額賦課2割軽減該当世帯	軽減前の額の10分の3
減額賦課非該当の特定継続世帯（条例第6条第2項第	特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減前の額の10分の2.5

1号に規定する特定継続世帯をいう。以下同じ。)	
減額賦課2割軽減該当の特定継続世帯	特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減及び減額賦課2割軽減前の額の10分の1
(5) その他特別な事情がある者 市長が認める割合により減免する。	

備考 同一世帯において2以上の減免事由の規定に該当する場合は、減免額の多い規定のみを適用する。